53 独立行政法人酒類総合研究所の概要

（名　称）　独立行政法人酒類総合研究所（ホームページ：https://www.nrib.go.jp/）

（所在地）　〒739-0046　広島県東広島市鏡山３丁目７番１号　℡　082-420-0800(代表)

（目　的）　独立行政法人酒類総合研究所法（平成 11 年法律第 164 号）に基づき、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としています。

（沿　革）　明治 37 年、酒類の製造技術を科学的に研究する機関「醸造試験所」として大蔵省内に設置され、昭和 24 年国税庁の開庁を機に「国税庁醸造試験所」に改組されました。平成７年には、「国の行政組織等の移転について」（昭和 63 年閣議決定）により、東京都北区から現在の広島県東広島市へ移転し、「国税庁醸造研究所」に名称を変更しました。平成 13 年４月１日より独立行政法人となっています。

独立行政法人酒類総合研究所（酒類総研）の政策体系図

国税庁の任務

➢ 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
・酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収

➢ 酒類業の健全な発達
酒類行政の基本的方向性を定め、適切な法執行の確保及び酒類業の振興の強化に取り組む。
・酒類製造者の技術力の強化を支援
・酒類の品質・安全性の確保
・酒類の適正な表示の確保

主な政府方針

➢ 食料・農業・農村基本計画　（令和２年３月31日 閣議決定）
➢ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略
（令和２年12月15日 農林水産業・地域の活力創造本部決定）
・農林水産物・食品の輸出促進

➢ 科学技術基本計画　（平成28年１月22日 閣議決定）
➢ 統合イノベーション戦略2020　（令和２年７月17日 閣議決定）
・食料・農林水産業について、科学技術の力を活用することにより、輸出拡大に向けた国際競争力を強化
・Society 5.0の実現のための研究データ基盤整備

独立行政法人酒類総合研究所の中期目標

1 酒類業の振興のための取組

日本産酒類の競争力強化等
・新たな価値の創造に資する研究
・清酒の品質劣化防止に資する研究
・食品添加物の指定要請手続
・輸出酒類の分析・証明事務
等

酒類製造の技術基盤の強化
・各種醸造用微生物及び原料の特性の把握等の基盤的研究
・地域ブランド等の価値向上に資する研究
・酒類製造者等の取組を支援
等

酒類の品質及び安全性の確保
・酒類の品質及び安全性の確保に関する研究
・酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析
・業界団体主催の品質評価会等の支援
等

酒類業界の人材育成
・醸造技術者育成のための酒類醸造講習及び鑑評会
・関係機関と協力し、海外の日本産酒類専門家を育成
・酒類に関する研究者の育成
等

2 酒税法等の適切な運用のための取組

酒類の適正課税及び適正表示の確保
・分析・鑑定業務及びその理論的裏付けとなる研究
等

3 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実
・日本産酒類の魅力や特性に関する情報発信やアウトリーチ活動
・関係機関と連携したオープンサイエンスの推進
等